

東葛中部地区総合開発事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 22 年 5 月 31 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する法第 244 条の 2 第 3 項の規定により本組合の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第 2 条 管理者は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、当該公の施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(1) 公の施設の概要

(2) 申請をすることができる団体の資格

(3) 管理の基準

(4) 業務の範囲

(5) 指定の期間

(6) 申請の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、公募しないことができる。

(1) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。

(2) 公の施設の設置の目的、規模、機能等の観点から特定の団体に管理を行わせることが当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について同

条第5項に規定する選定事業者に管理を行わせようとするとき。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、管理者が別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (4) 団体の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(候補者の選定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、当該申請のあつた団体の中から指定管理者の候補者となる団体を選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が図られること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) サービスの向上が図られること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準
(候補者の選定の特例)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条及び前条の規定にかかわらず、特定の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 第2条第2項の規定により公募しないとき。
- (2) 第3条の規定による申請をする団体がなかったとき。
- (3) 前条の規定による審査の結果、申請のあつた団体の中から指定管理者の候補者となる団体を選定することができなかつたとき。

2 管理者は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、当該選定しようとする団体と協議した上で、当該

団体に対し第3条に規定する申請書及び書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準により審査するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 管理者は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第292条において準用する法第244条の2第6項に規定する議会の議決があったときは、当該候補者を公の施設の指定管理者に指定する。

2 管理者は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに、その旨を告示するものとする。法第292条において準用する法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(協定の締結)

第7条 管理者は、前条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに、当該指定管理者の指定を受けた団体と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定に係る協定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定の期間に関する事項

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(3) 利用料金に関する事項（利用料金の収入がある場合に限る。）

(4) 公の施設の管理に要する経費の負担に関する事項

(5) 公の施設の管理に伴う個人情報の保護に関する事項

(6) 事業報告に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した法第292条において準用する法第244条の2第7項に規定する事業報告書を管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定の期間が満了したとき又は法第292条において準用する法第244条の2第11

項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定管理者であった団体は、その満了した日又は取り消された日から起算して60日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を管理者に提出しなければならない。

(1) 管理の業務の実施の状況

(2) 公の施設の利用の状況

(3) 利用料金の収入の状況（利用料金の収入がある場合に限る。）

(4) 管理の業務に要した経費の収支の状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために管理者が必要と認める事項

（原状回復の義務）

第9条 指定管理者又は指定管理者であった団体は、その指定の期間が満了したとき又は法第292条において準用する法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった公の施設、設備等について、速やかに、原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復しないことについて理由があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第10条 指定管理者は、その管理する公の施設、設備等に損害を与えたときは、管理者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（秘密を守る義務）

第11条 指定管理者の役員若しくは職員又は指定管理者が行う管理に係る業務に従事する者（以下「役員等」という。）は、公の施設の管理に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は役員等の職を退いた後においても、同様とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例の一部改正)
- 2 東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例(平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第23条」を「一第23条の2」に改める。

第3章中第23条の次に次の1条を加える。

(指定管理者が保有する情報の取得)

第23条の2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者が保有する当該公の施設の管理に係る情報の公開に資するため、当該情報の取得に努めなければならない。

(東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部改正)

- 3 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例(平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による公の施設の管理に伴う措置等)

第9条の2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該公の施設の管理に係る個人情報について、目的外の使用の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 第8条第1項の規定は、指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

第10条中「又は前条第2項の規定による受託業務に従事している者若しくは従事していた者」を「，第9条第2項の規定による受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者」に改める。

第4章第1節中第30条の次に次の1条を加える。

(指定管理者が保有する個人情報の収集)

第30条の2 実施機関は，指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは，当該指定管理者が保有する当該公の施設の管理に係る個人情報の開示請求に対応するため，当該個人情報の収集に努めなければならない。

第54条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者が，正当な理由がないのに，個人の秘密に属する事項が記録されたデータベース（個人情報を含む情報の集合物のうち，当該公の施設の管理に係る特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい，その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）を提供したときも，前項と同様とする。

第55条中「前条」を「前条各項」に改める。

第58条中「の代表者又は法人若しくは人」を「若しくは指定管理者である法人の代表者又は同項の委託を受けた法人若しくは人若しくは指定管理者である法人」に改める。